

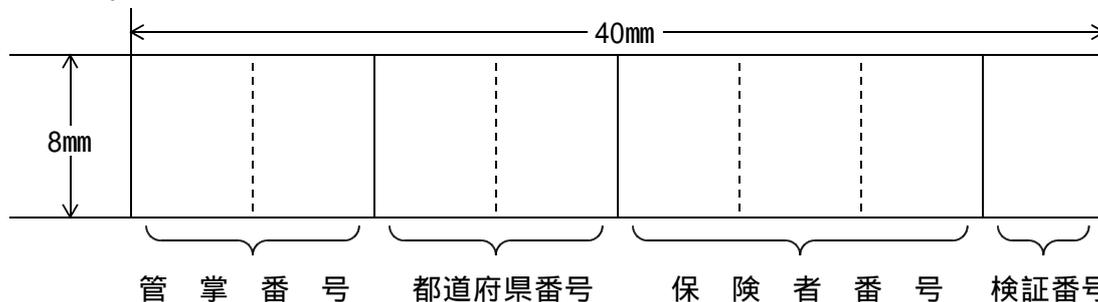
社会保険職員共済組合設立に伴う組合員証等の交付等について

平成12年 3月21日 蔵計第 705号
大蔵大臣から社会保険庁長官・各
財務（支）局長等・日本医師会会
長等あて通知

改正 平成15年 3月31日財計第 944号

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第92条第1項（第95条第4項、第105条の4第8項及び第125条第2項において準用する場合を含む。）及び第100条の規定に基づく共済組合証、遠隔地被扶養者証、特定疾病療養受療証、船員組合員証、船員扶養者証及び継続療養証明書（「組合員証等」という。）の社会保険職員共済組合設立に伴う組合員証の交付は次の1から6までの事項により、新たに社会保険共済組合の組合員となる者等に交付する組合員証等は次の7の事項により実施することとしたから通知する。

- 1 社会保険職員共済組合設立に伴い交付する組合員証等の「発行期間」の「組合（保険者）番号、名称及び印」欄に記入する場合（保険者）番号は、同欄の名称及び印の上部余白の中央に昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新について」
- 2 上記2により記入することとなるコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。



- 3 新たに交付する組合員証等の交付年月日は、平成12年4月1日とし、有効期限は平成17年9月30日とする。ただし、任意継続組合員で同日前に任意継続組合員の資格を喪失する日が到来する者に係る組合員証の有効期限は当該任意継続組合員の資格を喪失する日の前日とし、継続療養証明書の有効期限は資格喪失の日の前日又は前に交付した当該証明書の有効期間満了の翌日から1年（同日前に継続療養を受けることができる期間が満了する場合にはその期間満了の日）とする。
- 4 組合員証の紙質は、色上質特厚口色（見本参考）とし、様式は、それぞれ施行規則に定めるところによる。
- 5 継続療養証明書の組合員証記号番号の記入については、記号番号の頭に「継」の記号を記入すること。
- 6 新たに交付する組合員証等の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理を厳格に行うこと。

7 新たに社会保険共済組合の組合員となる者等に交付する組合員証等については、上記の1から4まで及び6に準じることとする。この場合、上記の3中「とし、継続療養証明書の有効期限は資格喪失の日又は前に交付した当該証明書の有効期限満了の日から1年（同日前に継続療養を受けることができる期間が満了する場合においてはその期間満了の日）とする」とあるのは、「とする」とする。

附 則（平成15年3月31日財計第944号）

この改正は、平成15年4月1日から適用する。